

議案第四号

杉並区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十九年二月二十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

杉並区職員の旅費に関する条例（昭和五十年杉並区条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

八 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。

第二条第二項中「及び」を「、杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成十九年杉並区条例第 号）第七条に規定する給料表の適用を受ける者及び」に改める。

第四条第四項中「旅行依頼簿（」の下に「旅行命令簿又は旅行依頼簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。」を加え、「よつてこれを」を「当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これ等によるいとまの」を「旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを提示するいとまが」に改め、同項後段中「その旅行に関する事項を記載し」を「当該旅

行に関する事項の記載又は記録をし」に、「その旅行者」を「当該旅行者」に改め、同条第五項中「及び様式」を「又は記録事項、様式その他必要な事項」に改める。

第十三条の二第一項中「所定の請求書又は精算書に必要な書類を添えて、これ」を「請求又は精算に必要な書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「必要書類」という。）」に、「必要な添付書類」を「必要書類」に、「その書類」を「必要書類」に改め、同条第四項中「第一項に規定する請求書又は精算書及び必要な添付書類」を「必要書類」に改め、「記載事項」の下に「又は記録事項」を加え、「並びに第二項」を「、第二項」に改め、「期間」の下に「その他必要な事項」を加える。

別表第一杉並区の区域内の項中「相模原市 津久井郡藤野町」を「相模原市」に、「取手市」を「取手市 守谷市」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一杉並区の区域内の項の改正規定は、公布の日から施行する。

#### （提案理由）

庶務事務システムを導入ことに伴い、旅行命令等に係る規定を改める等の必要がある。

杉並区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

資 料

新 条 例	旧 条 例
<p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 七 略</p> <p>八 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式                  其他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。</p> <p>2 この条例において「何級の職務」という場合には、杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号）第五条第一項第一号イに規定する行政職給料表（一）（以下「行政職給料表（一）」という。）により定められた当該級の職務をいい、行政職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける者、</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 七 略</p> <p>2 この条例において「何級の職務」という場合には、杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号）第五条第一項第一号イに規定する行政職給料表（一）（以下「行政職給料表（一）」という。）により定められた当該級の職務をいい、行政職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける者及</p>

杉並区学校教育職員の給与に関する条例

(平成十九年杉並区条例第 号) 第七条に規定する給料表の適用を受ける者及び杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成十二年杉並区条例第十八号) 第六条に規定する給料表の適用を受ける者については、任命権者が人事委員会と協議して定めるこれに相当する職務をいうものとする。

3 略

(旅行命令等)

第四条 略

2 及び 3 略

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(旅行命令簿又は旅行依頼簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「旅行命令簿等」という。)に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示してしなければな

び

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成十二年杉並区条例第十八号) 第六条に規定する給料表の適用を受ける者については、任命権者が人事委員会と協議して定めるこれに相当する職務をいうものとする。

3 略

(旅行命令等)

第四条 略

2 及び 3 略

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)によつてこれを

しなければな

らない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを提示するいとまがないときは、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができ。この場合においては、速やかに旅行命令簿等に、当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5 旅行命令簿等の記載事項又は記録事項、様式その他必要な事項は、任命権者が定める。

(旅費の請求及び精算)

第十三条の二 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者又は概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、請求又は精算に必要な書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「必要書類」という。）を当該旅費の支出

らない。ただし、旅行命令簿等によるいとまの

ないときは、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができ。この場合においては、速やかに旅行命令簿等に、その旅行に関する事項を記載し、これをその旅行者に提示しなければならない。

5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、任命権者が定める。

(旅費の請求及び精算)

第十三条の二 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者又は概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書又は精算書に必要な書類を添えて、これ

を当該旅費の支出

等を担当する者（以下「支出担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうち、必要書類を提出しなかつたためその旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

2 及び 3 略

4 必要書類

の種類、記載事項又は記録事項及び様式、第二項 及び前項に規定する期間その他必要な事項は、任命権者が定める。

等を担当する者（以下「支出担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうち、その書類を提出しなかつたためその旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

2 及び 3 略

4 第一項に規定する請求書又は精算書及び必要な添付書類の種類、記載事項

及び様式並びに第二項及び前項に規定する期間 は、任命権者が定める。